

解説と運用

基準点測量編、応用測量編

正 誤 表

令和6年5月13日

ページ・条	行	正	誤																																																																																																															
59 第2編 基準点測量 第2章 基準点測量 2.1 逐条解説 第1節 要旨  (基準点測量の方式) 第23条	第2項の表	<p>(基準点測量の方式)                      第23条 基準点測量は、次の方式を標準とする。</p> <p>一 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。ただし、やむを得ない場合に限り単路線方式により行うことができる。</p> <p>二 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。</p> <p>2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="500 456 1223 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1個の多角網における既知点数</td> <td colspan="2">2 + <math>\frac{\text{新点数}}{5}</math>以上 (端数切上げ)</td> <td colspan="2">3点以上</td> </tr> <tr> <td>単位多角形の辺数</td> <td colspan="4">電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">路線の辺数</td> <td>10辺以下</td> <td>12辺以下</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5辺以下</td> <td>6辺以下</td> <td>7辺以下</td> <td>10辺以下 (15辺以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">節点間の距離</td> <td>250m以上</td> <td>150m以上</td> <td>70m以上</td> <td>20m以上</td> </tr> <tr> <td>3km以下</td> <td>2km以下</td> <td>1km以下</td> <td>500m以下 (700m以下)</td> </tr> <tr> <td>路線長</td> <td colspan="2">GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</td> <td colspan="2">電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</td> </tr> <tr> <td>偏心距離の制限</td> <td colspan="4"><math>S/e \geq 6</math> S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。</td> </tr> <tr> <td>路線図形</td> <td colspan="2">多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選定するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。</td> <td colspan="2">同左 50°以下  同左 60°以上</td> </tr> <tr> <td>平均次数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4">1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上		単位多角形の辺数	電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。				路線の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)	路線長	GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。				路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選定するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下  同左 60°以上		平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。				<p>(基準点測量の方式)                      第23条 基準点測量は、次の方式を標準とする。</p> <p>一 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。ただし、やむを得ない場合に限り単路線方式により行うことができる。</p> <p>二 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。</p> <p>2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1319 456 2042 1156"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1級基準点測量</th> <th>2級基準点測量</th> <th>3級基準点測量</th> <th>4級基準点測量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1個の多角網における既知点数</td> <td colspan="2">2 + <math>\frac{\text{新点数}}{5}</math>以上 (端数切上げ)</td> <td colspan="2">3点以上</td> </tr> <tr> <td>単位多角形の辺数</td> <td colspan="4">電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">路線の辺数</td> <td>10辺以下</td> <td>12辺以下</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5辺以下</td> <td>6辺以下</td> <td>7辺以下</td> <td>10辺以下 (15辺以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">節点間の距離</td> <td>250m以上</td> <td>150m以上</td> <td>70m以上</td> <td>20m以上</td> </tr> <tr> <td>3km以下</td> <td>2km以下</td> <td>1km以下</td> <td>500m以下 (700m以下)</td> </tr> <tr> <td>路線長</td> <td colspan="2">GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</td> <td colspan="2">電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。</td> </tr> <tr> <td>偏心距離の制限</td> <td colspan="4"><math>S/e \geq 6</math> S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。</td> </tr> <tr> <td>平均次数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4">1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量	1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上		単位多角形の辺数	電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。				路線の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)	路線長	GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。				平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。			
項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																																														
1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上																																																																																																															
単位多角形の辺数	電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。																																																																																																																	
路線の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—																																																																																																														
	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)																																																																																																														
節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上																																																																																																														
	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)																																																																																																														
路線長	GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。																																																																																																															
偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。																																																																																																																	
路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選定するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左 50°以下  同左 60°以上																																																																																																															
平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。																																																																																																															
備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。																																																																																																																	
項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量																																																																																																														
1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上																																																																																																															
単位多角形の辺数	電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。																																																																																																																	
路線の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—																																																																																																														
	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下 (15辺以下)																																																																																																														
節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上																																																																																																														
	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下 (700m以下)																																																																																																														
路線長	GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。		電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。																																																																																																															
偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S: 測点間距離 e: 偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とし、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。																																																																																																																	
平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。																																																																																																															
備考	1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点及び1～3級基準点並びに電子基準点を既知点とし、かつ、第35条第2項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について( )内を標準とすることができる。																																																																																																																	

ページ・条	行	正	誤
287 第5編 応用測量 第4章 用地測量 第3節 資料調査  (権利者確認調査) 第 675 条	上から3行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(権利者確認調査)  <b>第675条</b> 権利者確認調査は、計画機関から貸与された資料等を基に権利者調査表を作成し行うものとする。</p> </div> <p>1 権利者調査表は、貸与された権利者資料及び現地調査に基づき権利者の確認を行い、<b>標準様式第3-45</b>に記入して作成する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(権利者確認調査)  <b>第675条</b> 権利者確認調査は、計画機関から貸与された資料等を基に権利者調査表を作成し行うものとする。</p> </div> <p>1 権利者調査表は、貸与された権利者資料及び現地調査に基づき権利者の確認を行い、標準様式第3-37に記入して作成する。</p>
288 第5編 応用測量 第4章 用地測量 第5節 境界確認  (方法) 第 679 条	下から6行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(方 法)  <b>第679条</b> 境界確認は、前節の復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、<b>関係権利者立会いの上</b>、境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(方 法)  <b>第679条</b> 境界確認は、前節の復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、<b>現地において関係権利者立会いの上</b>、境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。</p> </div>